

令和3年5月21日

学生団体役員 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

令和3年6月以降の課外活動の制限について（通知）

令和3年6月以降の課外活動については、現在の感染予防対策を引き続き実施しながら、以下のとおり、活動日を制限し実施できることとしますので、貴団体においては、埼玉大学学生行動指針に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え活動願います。

なお、令和3年4月23日付け「まん延防止等重点措置等に基づく要請について(通知)」についても再度確認し、感染対策を徹底するようお願いいたします。

また、この件については、貴団体を構成する全学生へ連絡が行き届くよう、併せて願います。

○ 6月以降の課外活動について

令和3年6月1日（火）～7月31日（土）までの活動は、授業の安全な実施を最優先と考え、学生の密度を下げるため、以下のとおり、平日の活動を一部制限しますのでご理解と協力をお願いします。（土日、祝日、休日は通常通り制限無し。7月22日（木）、23日（金）休日変更のため授業日）

(ア) 陸上競技場、グラウンド、体育館及びテニスコートで活動している学生団体について

平日の活動日を制限するため、活動する曜日をあらかじめ以下のとおり設定し、この曜日に割り振られているスペースでの学生団体の活動を許可します。

6月1週目：5月31日（月）～ 4日（金）：火・木・金

6月2週目：6月 7日（月）～11日（金）：月・水・金

6月3週目：6月14日（月）～18日（金）：火・木・金

6月4週目：6月21日（月）～25日（金）：月・水・金

6月5週目：6月28日（月）～7月2日（金）：火・木・金

7月1週目：7月 5日（月）～ 9日（金）：月・水・金

7月2週目：7月12日（月）～16日（金）：火・木・金

7月3週目：7月19日（月）～23日（金）：月・水・金

7月4週目；7月26日（月）～30日（金）：火・木・金

- (イ) 全学講義棟、大学会館、合宿研修所及び課外活動共用施設の貸出スペースで活動している学生団体について

全学講義棟の講義室の貸出は、授業への影響を考え感染リスクを抑えるため中止とします。大学会館、合宿研修所、課外活動共用施設については、平日の活動日を以下のとおり制限したうえで募集し、許可された団体のみ活動を許可します。

6月1週目：5月31日（月）～ 4日（金）：月・水・金

6月2週目：6月 7日（月）～11日（金）：火・木・金

6月3週目：6月14日（月）～18日（金）：月・水・金

6月4週目：6月21日（月）～25日（金）：火・木・金

6月5週目：6月28日（月）～7月2日（金）：月・水・金

7月1週目：7月 5日（月）～ 9日（金）：火・木・金

7月2週目：7月12日（月）～16日（金）：月・水・金

7月3週目：7月19日（月）～23日（金）：火・木・金

7月4週目：7月26日（月）～30日（金）：月・水・金

- (ウ) 占有スペースで活動している学生団体について

占有スペースで活動している学生団体については、平日の活動日を週3日ないし週2日として各団体で自ら制限し活動してください。

○ 感染状況に変化があった場合について

令和3年7月31日までの間に、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学での対応も変更することもありますのでご了承ください。また、令和3年8月1日以降の課外活動については、再度連絡します。

※ 新入生勧誘活動についてですが、立て看板及びポスターの掲示は、7月末まで期間を延長します。チラシの配布や対面での勧誘（看板プラカード持ちを含む。）等については、飛沫感染防止のため、引き続き禁止とします。